



■問い合わせ 上下水道課水道係 ☎ 893-1920 / 吾北総合支所建設課水道係 ☎ 867-2315
本川総合支所産業建設課水道係 ☎ 869-2115

5月検針分（6月請求分）から、水道料金が改定となります

※下水道料金は変更ありません

本町では、皆様の生活に欠かすことのできないライフラインである水道を守り、安心安全な水道水をこれからも安定してお届けし続け、安定的に経営を行うため、水道料金の改定をお願いすることといたしました。ご利用者の皆様には大変ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。連載の最終回となる今月は、「水道事業の経営健全化に向けた取組み」についてお知らせいたします。

水道事業の経営健全化に向けた取組み

経営健全化に向けて、これまでの経営努力にとどまることなく、より一層の経費の効率化に努め、適正かつ健全な経営の継続を図っていく必要があります。

【これまでの取組み】

- 企業債（借入れ）のうち、高金利の繰上償還や低金利への借換えによる支払利息の軽減
- 速やかな未収金回収による料金収納の強化
- 他事業（下水道や道路整備事業）との同時施工による工事コストの縮減
- 口座振替の推進による経費の節減

【これからの取組み】

- 借入金への依存を抑えながら、計画的に老朽化施設の更新や耐震化を進める
- いの町水道事業経営審議会を定期的に開催し、料金体系を含めた適正な料金水準などについて継続的に検討する
- 引き続き経費の節減について調査・研究を行う

水道料金の改定について

改定時期は、5月検針分（6月請求分）からの改定となり、改定後は、一般的な家庭の場合（口径13mmで使用水量20m³/月と仮定）月額1,825円が月額2,370円となり、545円の増額となります。（メーター使用料・消費税含む）

今後も引き続き一層の経営努力を行ってまいります。水道水の安定供給、老朽化施設の耐震化等の取組みを進めるために必要な改定となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

現行料金と改定後料金の比較表 （一般用口径13mm・1ヶ月あたり）

※メーター使用料・消費税含む

使用水量	現行	改定後	増額分
～8m ³ まで （基本水量内）	594円	750円	156円増
10m ³	799円	1,020円	221円増
20m ³	1,825円	2,370円	545円増
30m ³	2,851円	3,720円	869円増
40m ³	3,877円	5,070円	1,193円増
50m ³	4,903円	6,420円	1,517円増

水道豆知識

【1m³の水の目安】

- 2リットルのペットボトル500本分
- 10リットルのバケツで100杯分
- 洗濯機（1回で約80リットル～100リットル使うと仮定）で約10回分

【水道水は安全で経済的です】

- 水道水は水道法により51項目の水質基準が設定されており、水質検査を行い、基準が守られていますので、そのままお飲みいただけます。

市販の水



500ml=約100円

<
経済性



水道水

500ml=約0.06円